

平成 2 7 年度

宇都宮市一般廃棄物処理実施計画

宇 都 宮 市
環 境 部
上下水道局

はじめに

1 一般廃棄物処理実施計画について P 1

第1章 ごみ処理実施計画

1 排出状況等 P 2

- (1) 排出量
- (2) 資源化量
- (3) 3R施策

2 収集計画 P 6

- (1) ごみ区分ごとの収集運搬量等
- (2) 収集運搬体制
- (3) ごみステーション
- (4) ふれあい収集事業
- (5) ごみの適正排出の徹底
- (6) 収集しないごみと処理方法
- (7) 資源物持去りの防止対策

3 中間処理計画 P 10

- (1) 中間処理体制
- (2) 焼却処理
- (3) 資源物（びん缶類・ペットボトル）・不燃ごみ等の処理
- (4) 資源物（白色トレイ・プラスチック製容器包装）の処理
- (5) 資源物（廃食用油）の処理
- (6) 資源物（紙布類・紙パック）の処理
- (7) 不法投棄ごみの処理
- (8) ごみの受け入れ先
- (9) 中間処理施設の維持管理
- (10) 新中間処理施設の整備

4 最終処分計画 P 14

- (1) 最終処分場の概要
- (2) 最終処分量
- (3) 最終処分場の維持管理
- (4) 新最終処分場の整備

第2章 生活排水処理実施計画

1 排出状況等 P 15

- (1) 生活排水処理施設等の状況
- (2) 施策

2 収集計画 P 16

- (1) 収集運搬量
- (2) 収集運搬体制

3 中間処理計画 P 16

- (1) 処理施設の概要
- (2) 処理量
- (3) 中間処理施設の維持管理

4 最終処分計画 P 16

はじめに

1 一般廃棄物処理実施計画について

一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にすることとし、市町村はこれに基づき収集、運搬及び処分を行わなければならない。

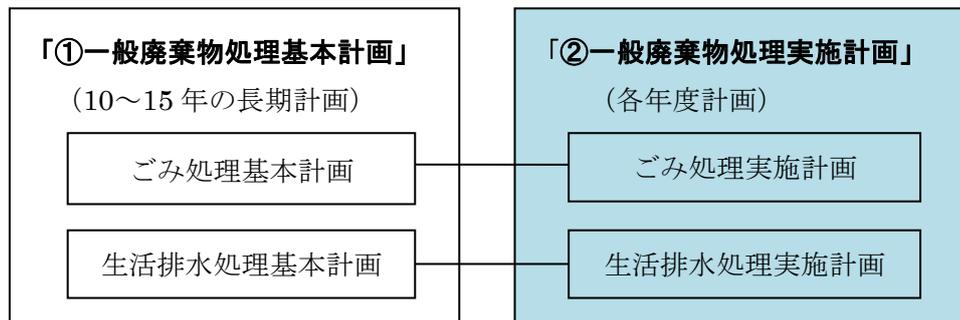
根拠法令 廃棄物処理法第6条第1項
廃棄物処理法施行規則第1条の3

参考：一般廃棄物処理計画の構成

一般廃棄物処理計画は、

- ① 10～15年の長期的視点に立った基本方針となる計画（一般廃棄物処理**基本**計画）
- ② 基本計画に基づき年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理**実施**計画）

から構成される。



※「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」については、平成23年度から平成37年度までの15か年の計画として、平成23年9月に策定済み

第1章 ごみ処理実施計画

1 排出状況等

平成26年度の排出量は、4月から12月末までの実績に基づき推計した値である。

(1) 排出量

区分ごとのごみ排出量は下表のとおりとする。

ア 分別ごみ

(単位：t/年)

区 分		平成26年度 計 画 値	平成26年度 排出量(見込み)	平成27年度 計 画 値
資源物 以外	焼 却 ご み	135,000	142,170	133,100
	不燃・危険ごみ	3,440	3,230	3,440
	粗 大 ご み	1,200	1,100	1,200
	計	139,640	146,500	137,740
資源物	ペ ッ ト ボ ト ル	2,000	1,800	2,000
	び ん ・ 缶 類	7,700	7,450	7,700
	プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装 ・ 白 色 ト レ イ	6,940	3,460	7,710
	紙 布 類	16,400	11,630	17,300
	紙 パ ッ ク	320	140	350
	廃 食 用 油	32	30	30
	イ ン ク カ ー ト リ ッ ジ	1	1	1
	小 型 家 電 製 品	2	30	27
	小 計	33,395	24,541	35,118
	集 団 回 収	11,400	10,550	11,400
計	44,795	35,091	46,518	
合 計	184,435	181,591	184,258	

イ その他の一般廃棄物

区 分	平成26年度 計 画 値	平成26年度 排出量(見込み)	平成27年度 計 画 値
胞 衣 汚 物	2,000kg/年	1,910kg/年	2,000kg/年
動 物 の 死 体	3,800体/年	3,900体/年	3,800体/年

(2) 資源化量

区分ごとの資源化量は下表のとおりとする。

(単位: t/年)

区 分	平成26年度 計 画 値	平成26年度 資源化量 (見込み)	平成27年度 計 画 値
リサイクルプラザ	6,850	6,890	6,860
ペットボトル	1,490	1,380	1,500
金属類(破碎・プレス)	3,700	3,830	3,700
ガラス類(カレット)	1,520	1,530	1,520
蛍光管・乾電池	140	150	140
エコプラセンター	5,740	3,169	6,390
プラスチック製容器包装	5,720	3,160	6,360
白色トレイ	20	9	30
委託処理等(エスケージなど)	16,522	11,400	17,460
紙布類	16,170	11,230	17,080
紙パック	320	140	350
廃食用油	32	30	30
焼却処理後	4,060	1,690	4,660
焼鉄	210	200	210
溶融メタル	330	230	330
エコスラグ	3,520	1,260	4,120
集 団 回 収	11,400	10,550	11,400
インクカートリッジ	1	1	1
小型家電製品	2	30	27
合 計	44,575	33,730	46,798

※ごみ排出量の資源物と資源化量の差は、焼却ごみなどの混入によるもの。

※焼鉄とは、焼却ごみに混ざって回収された缶類などの金属をいう。

※溶融メタルとは、焼却灰を溶融処理した際に発生する鉄や銅を主成分とした金属をいう。

※エコスラグとは、溶融スラグのうち資源化したものをいう。

※剪定枝資源化事業により、87トンの剪定枝をチップ化したが、試験的実施のため資源化量には含めていない。

(3) 3R施策

低炭素社会・自然共生社会に配慮しながら持続可能な循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、ごみの発生抑制をはじめとした減量化に取り組むとともに、環境負荷の低減に配慮した施策を実施する。

市民や事業者の3R行動の定着に向け、あらゆる機会や場、媒体を活用し、発生抑制・資源化の取組の一体的かつ効果的な周知啓発を実施し、分別協力度並びに分別精度の向上を図るとともに、資源化施策を推進する。

ア 発生抑制施策

市民の購買・消費・廃棄，事業者の生産・販売・廃棄といった一連の経済活動の中で，総合的にごみの発生抑制を推進する。

(ア) 家庭系

施策	取組
リサイクル推進員活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の育成を図るとともに、まちづくり協議会の環境部会等の活動を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル推進員の育成 ・まちづくり協議会の環境部会等の支援
分別強化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○分別協力度が低い地域や分別ルールが守られていない地域，集合住宅の管理者，大学等の新入学生を対象とした分別講習会を開催するなど，5種13分別の徹底強化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・分別・排出ルールが守られていない地域における行政主導の分別講習会の開催 ・分別・排出ルールが守られていないごみステーションの巡回パトロール・個別指導の実施 ・スーパーやコンビニエンスストアの店頭における分別ゲームを活用した分別徹底に係る周知の強化【拡充】 ・若年層や外国人など多くの市民を対象とした新たな情報伝達方法の検討【拡充】
もったいない生ごみ減量推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○焼却ごみとして排出される生ごみの中には，賞味・消費期限切れの食品など，「もったいない生ごみ」が半分以上を占めていることから，周知啓発による発生抑制を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・分別講習会や各種イベントでの周知 ・スーパーやコンビニエンスストアの店頭における分別ゲームを活用した分別徹底に係る周知の強化 ・若年層や外国人を対象とした新たな情報伝達方法の検討
生ごみの水切り励行	<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみをひとしぼりすることにより約10%の減量化が図れることから，排出段階において水切りの徹底を励行し，生ごみの減量化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・分別講習会，各種イベント，広報紙，ホームページでの周知
もったいないレジ袋削減推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの発生抑制の観点からレジ袋の削減を図るため，市民・事業者・行政が一体となって，「もったいないレジ袋削減運動」を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・各種イベントやホームページ，自治会回覧を通じたマイバックの利用促進に係る市民への周知啓発 ・レジ袋削減に係る声かけ運動などエコショップによる主体的な取組の展開 ・事業者の個別訪問指導における周知
環境教育支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○資源循環型社会の構築やその目的達成のための手法である3Rの重要性について理解を深めるとともに，継続して環境に配慮した行動を実践できる人づくりを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・3Rに係る教材の作成・配布 ・ライフステージに応じた環境出前講座の開催 ・環境学習センターにおける意識啓発事業

(イ) 事業系

施策	取組
事業系ごみ減量化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所への個別訪問指導を実施するなど、事業系ごみの適正処理の徹底を図るとともに減量化・資源化を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物管理責任者研修会等における分別の徹底や資源化に係る周知啓発の強化 ・事業所訪問指導における紙類の資源化についての指導の強化 ・大規模事業所等減量等計画書の提出の徹底と個別訪問指導の実施 ・中小事業所の個別訪問指導の実施
事業系ごみの搬入指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○事業系ごみの市施設への搬入について、資源物などが焼却ごみとして持ち込まれないように指導を行うとともに、展開調査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・展開調査の強化による不適正排出事業所への効率的な指導の実施
エコショップ等認定事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの発生抑制、再使用、再生利用といった3R活動に積極的に取り組む小売店、飲食店を「宇都宮市エコショップ」、「宇都宮市エコレストラン」として認定し、事業系ごみの減量化を図るとともに、市民や事業者の3R行動の実践と定着を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・各種イベント、ホームページでの取組の紹介 ・認定店の拡大

イ 資源化施策

市民・事業者の全てが参加しやすく、円滑な資源回収が行われる仕組みを環境負荷に配慮しながら推進する。

(ア) 家庭系

施策	取組
生ごみの家庭単位での減量・資源化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみ処理機の利用拡大と継続利用を推進するほか、段ボールコンポストによる堆肥化など、各家庭での生ごみ減量・資源化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・コンポスト容器及び電動式生ごみ処理機設置費補助 ・段ボールコンポストなど手軽に取り組める堆肥化の普及に向けた検討 ・教育機関と連携した生成物の利活用方法の調査・研究
生ごみの地域単位での堆肥化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会単位などで生ごみを持ち寄り、協働での堆肥化を促す。 <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥化に取り組みやすい環境の整備による実施地域の拡大
剪定枝の資源化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○チップの市民配布を継続するとともに、効率的な収集方法や民間も含めた利活用先など、本市に適した事業手法を検討する。
廃食用油の資源化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭から排出される不用になった天ぷら油を拠点回収し、軽油代替燃料であるBDFを製造するほか、民間の資源化事業者へ売り払い、資源化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーや市施設での拠点回収
インカートリッジの資源化促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○国内インカートリッジメーカーが構成する協議会のリサイクル事業に協力することで、焼却ごみの減量化・資源化を推進する。
資源物集団回収推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ぐるみでの資源物の集団回収を通して地域コミュニティの活性化を図りながら、ごみの減量化・資源化を推進する。
レアメタルの資源化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○回収量の更なる増加に向けたあらゆる機会を活用した周知啓発を実施する。

(イ) 事業系

施策	取組
生ごみの資源化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○民間の資源化施設を活用した食品残渣(生ごみ)の資源化への誘導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・商店街等单位でのごみの共同排出の仕組みづくりについての調査・研究

2 収集計画

快適な生活環境を確保するため、安全・確実に収集運搬を下表のとおり実施する。

(1) ごみ区分ごとの収集運搬量等

(単位：t/年)

区 分		収集主体	収集回数	収集方式	収集運搬量(平成27年度計画値)	
					合 計	
焼 却 ご み		委託	週2回	ステーション方式	87,000	133,100
		許可	随時	戸別方式	33,900	
		自己		自己搬入	12,200	
不 燃 危 険 ご み		委託	週1回	ステーション方式	3,280	3,440
		許可	随時	戸別方式	101	
		自己		自己搬入	59	
粗 大 ご み		委託	申込制	戸別方式	21	1,200
		許可	随時	(有料)	5	
		自己		自己搬入	1,174	
資 源 物	ペットボトル	委託	週1回	ステーション方式	1,981	2,000
		許可	随時	戸別方式	18	
		自己		自己搬入	1	
	びん・缶類	委託	週1回	ステーション方式	6,760	7,700
		許可	随時	戸別方式	910	
		自己		自己搬入	30	
	プラスチック製 容器包装 ・白色トレイ	委託	週1回	ステーション方式	7,656	7,710
		許可	随時	戸別方式	45	
		自己		自己搬入	9	
	紙 布 類	委託	週1回	ステーション方式	16,113	17,300
		自己	随時	自己搬入	1,187	
	紙 パ ッ ク	委託	週1回	ステーション方式	326	350
		許可	随時	戸別方式	0	
		自己		自己搬入	24	
	廃 食 用 油	委託	随時	拠点方式	30	30
イ ン ク カートリッジ	直営	随時	拠点方式	1	1	
小型家電製品	直営	随時	拠点方式	27	27	
動 物 死 体 ※1	委託	申込制	個別方式 (一部有料)	3,580体/年	3,800体/年	
	自己	随時	自己搬入	220体/年		
合 計	委 託			123,167	172,858	
	許 可			34,979		
	自 己			14,684		
	直 営			28		

※1 動物死体は、計画量が個体数のため、合計には含まれていない。

(2) 収集運搬体制

ア 家庭系ごみ

家庭ごみの収集運搬については、5種13分別により次の体制で行う。なお、多量のごみが発生した場合については、排出者責任により自己搬入とする。

(ア) 焼却ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、資源物（びん缶類・ペットボトル・白色トレイ・プラスチック製容器包装）

市域を10地区に分割して民間業者に委託し、ステーション方式により、定期的に収集する。

(イ) 粗大ごみ

民間業者に委託し、随時、戸別方式(電話受付)により収集する。

(ウ) 資源物（紙類・紙パック・布類）

市域を2地区に分割して民間業者に委託し、ステーション方式により、定期的に収集する。

(エ) 資源物（廃食用油）

障がい者福祉団体に委託し、拠点回収方式により、定期的に収集する。

(オ) 資源物（インクカートリッジ）

拠点回収方式により、定期的に収集する。

(カ) 資源物（小型家電製品）

拠点回収方式により、定期的に収集する。

(キ) 動物死体

民間業者に委託し、随時、個別方式(電話受付)により収集する。

イ 事業系ごみ

家庭系と同様に5種13分別とし、排出者責任による自己搬入、又は許可業者による収集運搬とする。

収集運搬業者許可業者数182者（平成26年12月末日現在）

(3) ごみステーション

ごみステーションは、ごみの収集作業を安全かつ効率的に行うために設置しており、利用する住民が共同して清潔かつ適正に管理し、市は自治会や集合住宅管理者等と連携しながら、適切な維持管理が行われるよう支援する。

ごみステーション設置数約15,399ヶ所（平成26年12月末日現在）

(4) ふれあい収集事業

ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者に対し、戸別訪問によるごみ収集を実施する。

収集対象世帯数217世帯（平成26年12月末日現在）

(5) ごみの適正排出の徹底

ごみの資源化や処理の安全性確保の面から、ごみの適正排出の徹底を図る。

【ごみの排出方法】

ごみの排出方法については、下表のとおりとする。

区 分		排 出 方 法
共 通 事 項		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーションを利用する場合は、以下に示すごみ種別ごとに分別し、決められた曜日に、午前7時又は8時30分（一部地区を除く。）までに排出する。 ・排出者及び許可業者が、市の処理施設に搬入する場合は、以下に示すごみ種別ごとの排出方法に準じて搬入する。 ・「焼却ごみ」、「不燃ごみ」、「危険ごみ」、「布類」、「びん・缶類」、「ペットボトル」、「白色トレイ」、「プラスチック製容器包装」は、透明又は半透明のポリ袋に入れる。
収 集 ご み 資 源 物	焼却ごみ	・生ごみは、よく水を切る。
	不燃ごみ	・中身が入っているものは、空にする。
	危険ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・鋭利なものは、刃の部分を紙などに包む。 ・スプレー缶は、穴をあける。
	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車等で、直接工場に搬入する。 ・戸別有料収集（1点830円、1回5点まで）は、粗大ごみ受付センターに事前予約し、指定された収集日の午前8時30分までに指定場所に置く。
	新聞（チラシを含む）	・異物を取り除き、種類ごとにひもで十文字にしぼる。
	ダンボール	
	雑誌	
	その他の紙	・異物を取り除き、紙袋に入れてから、ひもで十文字にしぼるか、透明又は半透明のポリ袋に入れる。
	紙パック	・水洗いし、切り開き、乾燥させてから、ひもで十文字にしぼるか、透明又は半透明のポリ袋に入れる。
	布類	・洗って、乾燥させる。 ・雨の日は排出しない。
	びん・缶類	・キャップをはずし、中の異物を取り除き、水洗いする。
	ペットボトル	・キャップ、ラベルをはずし、軽く水で洗い、つぶす。 （キャップ、ラベルはプラスチック製容器包装）
	白色トレイ	・水洗いし、乾燥させる。
	プラスチック製容器包装	・中身を完全に使い切り、汚れを取り除く。
廃食用油	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済油は軽くこしてから、ペットボトルに入れる。 ・未開封の油は、そのまま封を開けずに入れる。 	
インクカートリッジ	・所定の回収ボックスに入れる。	
小型家電製品 （携帯電話等）		
動 物 の 死 体		・丈夫な袋又は箱に入れる。

(6) 収集しないごみと処理方法

収集しないごみについては、排出者が適正に処理できるよう、下表の処理方法に基づき指導を行う。

区 分	例 示	処 理 方 法
家電リサイクル法対象製品	テレビ, エアコン, 冷蔵庫, 冷凍庫, 洗濯機, 衣類乾燥機	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき, 製造業者等が引き取る。
指定再資源化製品	パソコン, ニッカド電池, ボタン電池	資源有効利用促進法に基づき, 製造業者等が引き取る。
粉塵爆発のおそれがあるもの	大量のたばこ葉くず	(株)エコ計画(埼玉県大里郡寄居町)で資源化処理する。
感染性のあるもの	注射針, 血液が付着したガーゼ等(家庭から排出される医療行為に伴う廃棄物で感染のおそれがあるもの)	感染性廃棄物処理マニュアルに従い, 医療機関等を通じて専門処理業者へ依頼する。
有害性のあるもの	農薬, 薬品類	販売店による引き取り, 処理可能な許可業者へ委託するなど, 適正に処理する。
危険性のあるもの	プロパンガス・酸素ボンベ, バッテリー, 消火器, 火薬	
引火性のあるもの	溶剤, 塗料, 廃油, ガソリンや灯油等の揮発性の液体	
悪臭を発するもの	汚物, 汚泥	
上記のほか, 市が処理を行うことが困難であるもの, 又は処理施設の機能に支障を生じるもの	自動車用タイヤ, スプリング入りマットレス・ソファ, ピアノ, 畳, 建築廃材, 組立式物置, 流し台, 洗面台, ボイラー, 浴槽, 温水器, 浄化槽, 便器, ドラム缶, コンクリート破片, 自動車(部品を含む。), オートバイ(部品を含む。), 消火器, 耐火金庫等	

(7) 資源物持去りの防止対策

次の取組により, 資源物持去りの防止に努める。

- ・監視パトロールの実施
- ・市民やリサイクル推進員等による早期発見, 通報
- ・常習者に対する禁止命令, 告発

3 中間処理計画

ごみを適正に処理するとともに資源化を推進するため、中間処理を下記のとおり実施する。

※上三川町、下野市（旧石橋町区域）から搬入されるものについても広域処理を行う。

(1) 中間処理体制

中間処理の体制については、下表のとおりとする。

区 分		処 理 方 法	処理主体	上三川町 旧石橋町区域
焼 却	ご み	安定化，減容化及び熱回収のため焼却	直 営	○
不 燃	ご み	破碎後，資源化のため金属類の選別	直 営	○
危 険 ご み	蛍 光 灯	切断等	直 営	○
	そ の 他	資源化のため金属類の選別	直 営	○
粗 大 ご み	可 燃 性	破碎後，減容化及び熱回収のため焼却	直 営	○
	不 燃 性	破碎後，資源化のため金属類の選別	直 営	○
資 源 物	紙 布 類	資源化のため選別，圧縮，梱包	委 託	×
	紙 パ ッ ク			
	び ん ・ 缶 類		直 営	○
	ペ ッ ト ボ ト ル			
	プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装 ・ 白 色 ト レ イ			
	廃 食 用 油		資源化のため選別，ろ過，BDFの製造	直 営
胞 衣 汚 物	斎場において焼却	直 営	×	
動 物 の 死 体	焼却	委 託	×	

(2) 焼却処理

下表2施設において、焼却処理を行う。

ア 焼却施設の概要

名 称	南清掃センター	クリーンパーク茂原
所 在 地	屋板町330番地	茂原町777番地1
焼 却 炉 の 種 類	全連続燃焼式	全連続燃焼式
処 理 能 力	140t×2 炉=280 t/日	130t×3 炉=390 t/日

※北清掃センターは、平成23年度をもって焼却炉の稼働を休止。

イ 焼却処理量(平成27年度計画値)

(単位：t/年)

区 分	南清掃センター	クリーンパーク茂原	合 計
宇 都 宮 市	44,600	88,500	133,100
上 三 川 町		8,200	8,200
旧 石 橋 町 区 域		5,200	5,200
選別・破碎施設から		4,100	4,100
合 計	44,600	106,000	150,600
焼 却 減 容 量	/		133,430
焼 却 残 渣 量			10,100
溶 融 ス ラ グ 量			6,450
資 源 物			620

※溶融スラッグの量には、エコスラッグとして資源化するものを含む。

(3) 資源物(びん缶類・ペットボトル)・不燃ごみ等の処理

下表施設において、びん・缶、ペットボトル、不燃ごみの資源化を行う。

ア 資源化施設の概要

名 称	リサイクルプラザ
事 業 主 体	宇都宮市
所 在 地	宇都宮市茂原町777番地1
仕 様	選別方法：機械選別+手選別
処 理 能 力	135 t/5 h

イ 資源化処理量(平成27年度計画値)

(単位：t/年)

区 分	処 理 量		
	宇都宮市	上三川町 旧石橋町区域	合 計
資源物(びん・缶類)	7,700	600	8,300
資源物(ペットボトル)	2,000	200	2,200
不燃ごみ・危険ごみ	3,440	400	3,840
不燃性粗大ごみ	1,200	100	1,300
合 計	14,300	1,300	15,640
資 源 化 量	/		7,190
委 託 処 理 等 量			150
焼却施設への搬出量			2,550
不 燃 残 渣 量			5,750

(4) 資源物（白色トレイ・プラスチック製容器包装）の処理

下表施設において、白色トレイ・プラスチック製容器包装の資源化を行う。

ア 資源化施設の概要

名 称	エコプラセンター下荒針
事業主体	宇都宮市
所在地	宇都宮市下荒針町2678番地176
仕 様	破袋，選別，圧縮梱包
処理能力	36 t / 6 h

イ 資源化処理量（平成27年度計画値）

（単位：t / 年）

区 分	処 理 量		
	宇都宮市	上三川町	合 計
白 色 ト レ イ	22	2	24
プラスチック製容器包装	7,688	258	7,946
合 計	7,710	260	7,970
資 源 化 量			6,600
焼却施設への搬出量			1,370

(5) 資源物（廃食用油）の処理

ア 資源化施設の概要

名 称	廃食用油資源化施設
事業主体	宇都宮市
所在地	宇都宮市屋板町330番地
仕 様	選別，ろ過，BDFの製造
処理能力	100リットル / 7 h

イ 資源化処理量

廃食用油の回収量の平成27年度見込みは，30,760t / 年である。

（内訳）BDF製造用 6,150t / 年

民間事業者へ売払い 24,200t / 年

(6) 資源物（紙布類・紙パック）の処理

ア 資源化処理の方法

民間業者に選別，梱包を委託し，資源化を図る。

イ 資源化処理量

処理量の平成27年度見込みは，17,650 t / 年である。

(7) 不法投棄ごみの処理

ア 処理の方法

・公共用地付近において不法投棄され，投棄者が特定できず，生活環境に悪影響を及ぼす恐れがある場合，市で収集，処理を行う。

・適正処理困難ごみ（スプリング入りマットレス等）については，民間業者に処理委託する。

イ 処理量

処理量の平成27年度見込みは，110 t / 年である。

(8) ごみの受け入れ先

許可又は自己搬入によるごみの受け入れは下表のとおりとする。

分別種類 持ち込み施設	家庭系ごみ						事業系ごみ		
	資源物			ごみ			紙類 (紙パックも含む) 布類	プラスチック製容器包装 白色トレイ	ごみ (焼却・危険・不燃・粗大)
	紙類 (紙パックも含む) 布類	ペットボトル びん・缶類	プラスチック製容器包装 白色トレイ	焼却ごみ	危険・不燃ごみ	粗大ごみ			
① クリーンパーク 茂原	×	○	▲	○	○	▲	×	×	▲
② 南清掃センター	×	▲	▲	○	▲	▲	×	×	×
③ 北清掃センター	×	×	×	×	×	▲	×	×	×
④ ㈱エスケーシー	○	×	×	×	×	×	○	×	×
⑤ エコプラセンター 下荒針	×	×	○	×	×	×	×	○	×

【凡例】 ○：持ち込み可能

▲：持ち込み可能(数量, 種類に制限あり。)

×：持ち込み不可

(9) 中間処理施設の維持管理

引き続き安定した処理が行えるよう計画的な整備・修繕工事等を実施し、適正な維持管理を行う。

また、放射性物質汚染対処特措法に基づき、焼却灰等の放射性物質濃度や各施設の空間線量の測定を継続して実施する。

(10) 新中間処理施設の整備

効果的・効率的なごみ処理体制の構築に向け、ごみ焼却施設整備基本計画に基づき、新中間処理施設の計画的な整備を進めるため、現在休止中の北清掃センターの解体工事に着手する。

【新中間処理施設概要】

整備予定地	宇都宮市下田原町3435番地(北清掃センター跡地)
施設の種 類	焼却(ごみ発電)施設
処理能力・規模	190t/日(95t/日×2炉)
発 電 能 力	約3,200kW以上
供用開始予定	平成32年度

4 最終処分計画

(1) 最終処分場の概要

名 称	エコパーク板戸
所 在 地	宇都宮市板戸町3625番地1
埋 立 面 積	約33,000m ²
埋 立 容 量	約355,000m ³
埋 立 期 間	平成16年度～平成30年度

(2) 最終処分量（上三川町，旧石橋町区域を含む。）

(t/年)

区 分	処 分 量 (平成27年度計画値)
焼 却 残 渣	12,030
不 燃 残 渣	5,750
そ の 他	580
合 計	18,360

(3) 最終処分場の維持管理

焼却灰等の安定的な処分を行えるよう計画的な整備・修繕工事等を実施し，適正な維持管理を行う。

また，放射性物質汚染対処特措法に基づき，焼却灰等の放射性物質濃度や施設の空間線量の測定を継続して実施する。

(4) 新最終処分場の整備

現在稼働しているエコパーク板戸に代わる新たな施設の整備を計画的に進めるため，平成26年6月に建設候補地として選定した下横倉町地内において，環境調査等を行うとともに，具体的な施設の規模や機能等を検討する。

【新最終処分場の概要】

名 称	(仮称) 第2エコパーク
建設候補地	宇都宮市下横倉町地内
埋 立 容 量	約290,000m ³
埋 立 期 間	15年間
埋立施設の構造	被覆型（屋根付き）

第2章 生活排水処理実施計画

1 排出状況等

平成26年度の見込み値は、4月から12月末までの実績に基づき推計した値である。

(1) 生活排水処理施設の整備状況等

生活排水処理施設、公共用水域水質及び汚泥量については下表のとおりとする。

ア 生活排水処理施設

		平成26年度 計 画 値	平成26年度 見 込 み	平成27年度 計 画 値
整備状況 (%)	公共下水道	96.9	94.3	97.3
	合併処理浄化槽	81.7	74.4	86.1
接続状況※1 (%)	公共下水道	92.5	93.1	92.6
	農業集落排水施設	87.7	82.8	89.7
生活排水処理率 の状況※2 (%)	生活排水処理率	94.2	94.1	94.5

※1 接続状況は、処理人口÷区域内人口×100

※2 生活排水処理率の状況は、生活排水処理人口÷総人口×100

イ 公共用水域の水質の状況

		平成26年度 計 画 値	平成26年度 見 込 み	平成27年度 計 画 値
公共用水域水質 の見通し (mg/l)	BOD 値	1.62	1.69	1.58

ウ し尿・浄化槽汚泥処理の現状

	平成26年度 計 画 値	平成26年度 見 込 み	平成27年度 計 画 値
し尿・浄化槽汚泥量の見通し (t/日)	96.2	100.3	93.8

(2) 施策

更なる公共用水域水質の改善に向け、各施設への接続を推進するとともに着実に施設整備を行う。

施 策	取 組
公共下水道への接続	<ul style="list-style-type: none"> 未接続世帯への戸別訪問による接続促進 「下水道接続強化月間」を設け、全局体制による接続促進 ホームページや広報紙などによる周知・啓発
農業集落排水施設への接続	<ul style="list-style-type: none"> 未接続世帯への接続促進の文書送付 地区ごとの戸別訪問による接続促進【拡充】 農業委員会だより「きずな」による周知・啓発
合併処理浄化槽の整備	<ul style="list-style-type: none"> 未整備世帯への戸別訪問【拡充】 ホームページや広報紙による周知・啓発 地区市民センターや建築確認検査機関、農業委員会などとの連携による周知・啓発

2 収集計画

収集運搬は、下表のとおりとする。

(1) 収集運搬量（平成27年度計画値）

（単位：t／年）

区 分	収集運搬量
し 尿	6, 100
浄化槽汚泥	28, 140
合 計	34, 240

(2) 収集運搬体制

区 分	収集主体	収集区域	収集回数	収集方法
し 尿	委託	上河内地域・河内地域 以外の市域	原則として月1回	戸別収集
	許可	上河内地域内	必要の都度	
	許可	河内地域内		
浄化槽汚泥	許可	市内全域	必要の都度	戸別収集

3 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

名 称	東横田清掃工場	
所 在 地	宇都宮市東横田町136番地	
施 設 名	低希釈二段活性汚泥処理施設	汚泥乾燥焼却施設
処 理 方 法	標準脱窒素処理方式	気流乾燥+ロータリーキルン
処 理 能 力	185 t／日	30 t／7h

(2) 処理量

ア 処理施設の処理量（平成27年度計画値）

（単位：t／年）

区 分	処 理 量
し 尿	6, 100
浄化槽汚泥	28, 140
合 計	34, 240

(3) 中間処理施設の維持管理

引き続き安定したし尿・汚泥の処理が行えるよう計画的な整備・修繕工事等を実施し、適正な維持管理を行う。

4 最終処分計画

中間処理後の汚泥焼却残渣などは、エコパーク板戸において埋立処分する。
最終処分量の見込みは、110 t／年である。